

新潟中央ＢＣ（新潟中央ベースボールクラブ） 規約

（名称）

第1条 本団体は、新潟中央ベースボールクラブ（以下、「本クラブ」と言う。）と称する。

（事務局）

第2条 事務局はクラブ代表宅に置く。

（目的）

第3条 地域在住の協力者並びに保護者が一体となって、野球を中心とした団体活動を通じ、体力向上、野球技術の習得、並びに人格の育成を図ることを目的とする。

（活動）

第4条 本クラブは、目的達成の為に次の活動を行う。

- ①野球を中心としたスポーツ活動
- ②他団体との交流活動
- ③その他、本クラブの目的達成に必要な活動

（構成）

第5条 本クラブの趣旨に賛同して入会した中学生、保護者、指導者、および地域の協力者で組織する。

（入会）

第6条 本クラブの入会にあっては、入会希望者およびその保護者が本クラブの目的を理解し、活動への参加を希望した場合に、その保護者の記名捺印した入会申込書によって行う。
ただし、3年生の5月末日を過ぎての入会は認めないものとする。

（有効期間）

第7条 加入登録有効期間は、加入の申込を受けた日からその年度末日までとし、3年生以外は退会の届出がない限り自動更新するものとする。

（退会）

第8条 退会に関しては、保護者はクラブ代表に連絡し、退会届けを提出するものとする。

（役員）

第9条 本クラブに次の役員を置く。ただし、兼任を妨げない。

①クラブ代表・副代表	各1名
②監督	1名
③コーチ	若干名
④保護者会代表者（会長、副会長、会計、監事）	5名

（相談役）

第10条 本クラブに相談役を若干名置くことができる。

- ①相談役は、クラブ代表が任命する。
- ②相談役は、クラブ代表に対し助言を行う。

（役員の任務）

第11条 前条の役員の任務は次のとおりとする。

- ①クラブ代表は、本クラブを統括し、地域との連携を図る。
- ②クラブ副代表は、クラブ代表を補佐し、地域との連携を図る。
また、クラブ代表に支障がある時は、その職務を代行する。
- ③監督は、現場の総責任者として活動を統括する。
- ④コーチは、監督の補佐を行い、選手を指導する。
なお、監督、コーチのお手伝いをする役員ではないアシスタントコーチを置くことができる。
アシスタントコーチは、監督またはコーチが推薦し、クラブ代表者が承認する。
- ⑤保護者会代表者は、クラブ代表と監督を補佐し、本クラブと保護者会との連携を図る。

（役員の選任）

第12条 役員は、クラブ代表が推薦し、役員会の決議により選任する。

ただし、保護者会代表者は、保護者会において選出する。

（役員の任期）

第13条 役員の任期は次のとおりとする。

- ①任期は2月に開催される保護者会総会（以下、「総会」という。）から翌年の総会までとする。
ただし、再任を妨げない。
- ②役員に欠員が生じた場合は、これを補填する。ただし、その任期は前任者の残存期間とする。

（役員会）

第14条 役員会は、必要があるときに随時行い、役員の過半数をもって決し、総会において報告する。

- ①運営方針
- ②保護者会代表者を除く役員の選任
- ③クラブ規約、会費規約の改廃

（会計）

第15条 クラブの経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充当する。

（会費）

第16条 会費の額は、会費規約の定めにより決定する。

（会計年度）

第17条 会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

決算報告は、総会の決議により承認を受けるものとする。

（保護者会）

第18条 本クラブの活動を支援するために保護者会を置く。

保護者会については別に定める。

（事故の責任）

第19条 クラブ活動における事故、怪我に対する保障の責任限度額は、スポーツ保険の約款に基づく責任範囲内とし、故意または過失によるものを除き、役員、保護者会などは一切責任を負わない。

（付則）

第20条 設立時のクラブ代表者、副代表者、監督は以下のとおりとする。

クラブ代表	岡田 博
クラブ副代表	入山 崇
監督	岡田 博